

令和 2 年 9 月

第 21 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 予算 >

- 議案第 76 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 8 号）  
議案第 77 号 令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）

### < 条例 >

- 議案第 78 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について  
議案第 79 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 80 号 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

- 議案第 81 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事）  
議案第 82 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事）  
議案第 83 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事）  
議案第 84 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）  
議案第 85 号 工事請負契約について（北難波保育所改築工事）  
議案第 86 号 令和元年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第 87 号 令和元年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第 88 号 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第 89 号 市道路線の認定について  
議案第 90 号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 2）工事）



# 予 算



議案第76号

令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,049,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年9月8日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		99,203,709	127,620	99,331,329
	05 国庫負担金	43,565,662	34,886	43,600,548
	10 国庫補助金	55,215,902	90,593	55,306,495
	15 国庫委託金	422,145	2,141	424,286
60 繰入金		5,575,311	347,141	5,922,452
	10 基金繰入金	5,575,311	347,141	5,922,452
65 繰越金		1	198,539	198,540
	05 繰越金	1	198,539	198,540
70 諸収入		7,134,791	670,000	7,804,791
	25 収益事業収入	356,825	670,000	1,026,825
歳入合計		262,705,919	1,343,300	264,049,219

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		63,352,294	954,164	64,306,458
	05 総務管理費	60,217,456	939,554	61,157,010
	15 戸籍住民基本台帳費	1,318,125	14,610	1,332,735
15 民生費		106,863,449	32,301	106,895,750
	05 社会福祉費	39,610,453	17,105	39,627,558
	15 生活保護費	34,045,995	4,696	34,050,691
	25 青少年費	1,889,513	10,500	1,900,013
20 衛生費		14,146,448	205,504	14,351,952
	05 保健衛生費	6,386,028	188,882	6,574,910
	15 衛生研究所費	200,586	16,622	217,208
40 土木費		21,224,176	61,637	21,285,813
	05 土木管理費	6,424,006	22,237	6,446,243
	30 都市計画費	4,316,985	39,400	4,356,385
50 教育費		17,130,950	89,694	17,220,644
	05 教育総務費	7,846,552	2,141	7,848,693
	10 小学校費	1,774,628	57,941	1,832,569
	35 社会教育費	1,000,133	18,413	1,018,546
	40 保健体育費	2,544,613	11,199	2,555,812
歳出合計		262,705,919	1,343,300	264,049,219

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	05 土木管理費	公共土木施設情報整備事業	21,031
40 土木費	05 土木管理費	下水道事業会計補助金	1,206

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 8 号 )

議76-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	99,203,709	127,620	99,331,329			
05 項 国庫負担金	43,565,662	34,886	43,600,548			
15 目 民生費負担金	42,328,989	3,522	42,332,511	生活保護費 等負担金	3,522	○ (健康福祉局) 負担率 7.5 / 10 日常生活支援住居施設の運営委託に伴う補 正 3,522
20 目 衛生費負担金	222,219	31,364	253,583	保健事業費 負担金	31,364	○ (健康福祉局) 負担率 1 / 2 医療機関への行政検査委託等に伴う補正 31,364

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	55,215,902	90,593	55,306,495			
10 目 総務費補助金	47,278,196	14,610	47,292,806	社会保障・ 税番号制度 システム整備 費補助金	14,610	○ (総務局) 補助率 10/10 14,610 国外転出者がマイナンバーカード・公的個人認証を利用可能とするための必要なシステム改修に伴う補正
20 目 衛生費補助金	137,903	75,983	213,886	母子保健衛 生費補助金	75,983	○ (健康福祉局) 補助率 10/10・1/2 75,983 妊婦に対する分娩前のPCR検査の実施及び感染が判明した妊産婦に対する訪問等によるケア支援の実施等に伴う補正

議76-8

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 項 国庫委託金	422,145	2,141	424,286			
50 目 教育費委託金	600	2,141	2,741	地域集団活動支援調査委託金	2,141	○ (教育委員会事務局) 幼児教育・保育の無償化の対象外である無認可の幼児教育施設について支援を検討するための調査に伴う補正 2,141

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,575,311	347,141	5,922,452			
10 項 基金繰入金	5,575,311	347,141	5,922,452			
05 目 財政調整基金繰入金	3,924,756	333,141	4,257,897	財政調整基 金繰入金	333,141	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 333,141
85 目 新型コロナウイルス感染症対 策基金繰入金	-	14,000	14,000	新型コロナ ウイルス感 染症対策基 金繰入金	14,000	○ (資産統括局) 医療機関等に対する医療用資材の配布に伴 う補正 14,000

議76-10

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	198,539	198,540			
05 項 繰越金	1	198,539	198,540			
05 目 繰越金	1	198,539	198,540	繰越金	198,539	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 198,539

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,134,791	670,000	7,804,791			
25 項 収益事業収入	356,825	670,000	1,026,825			
15 目 競艇場事業収入	320,000	670,000	990,000	競艇場事業 収入	670,000	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 分利益剰余金の処分に伴う補正 670,000

議76-12

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	63,352,294	954,164	64,306,458	特定財源 14,610 一般財源 939,554			
05 項 総務管理費	60,217,456	939,554	61,157,010	特定財源 0 一般財源 939,554			
05 目 一般管理費	7,135,706	28,648	7,164,354	一般財源 28,648	12 委 託 料	28,648	○ 行政情報化推進事業費（総務局） 28,648 様々な事務改善に広く活用するためのプラットフォームを導入し、複数分野に跨る行政情報の一元的な管理及び有事の際に活用する情報システムの構築に伴う補正
55 目 財産管理費	2,212,115	836,000	3,048,115	一般財源 836,000	24 積 立 金	836,000	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 166,000 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補正 ○ 公共施設整備保全基金積立金 670,000 競艇場事業収入の積立に伴う補正
61 目 市民活動推進費	2,314,412	19,823	2,334,235	一般財源 19,823	10 需 用 費	81	○ 集会施設関係事業費（総合政策局） 2,211 園田東会館におけるトイレの感染症対策のための整備に伴う補正
					12 委 託 料	3,453	○ 生涯学習プラザ整備事業費 17,612

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					14 工事請負費	16,289	生涯学習プラザ（小田北・武庫東・園田西） におけるトイレの感染症対策のための整備に 伴う補正
63 目 文化振興費	330,182	6,395	336,577	一般財源 6,395	10 需 用 費	13	○ 尼崎市文化振興財団補助金（総合政策局） 総合文化センターにおける感染症対策及びW EB環境での情報発信に必要な経費の補助に 伴う補正
					12 委 託 料	1,387	
					14 工事請負費	2,500	○ あまらぶアートラボ管理運営事業費 あまらぶアートラボにおけるトイレの感染症 対策のための整備に伴う補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	2,495	2,495
85 目 防災対策費	77,563	48,688	126,251	一般財源 48,688	10 需 用 費	45,498	○ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（危機 管理安全局） 避難所の感染症対策のため、パーテーション 及び換気用の大型送風機等の購入に伴う補正
					17 備品購入費	3,190	



歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
15 款 民生費	106,863,449	32,301	106,895,750	特定財源 3,522 一般財源 28,779				
05 項 社会福祉費	39,610,453	17,105	39,627,558	特定財源 0 一般財源 17,105				
05 目 社会福祉総 務費	21,426,266	1,005	21,427,271	一般財源 1,005	10 需 用 費	5	○ すこやかプラザ指定管理関係経費（こども青 少年局） すこやかプラザにおけるトイレの感染症対策 のための整備に伴う補正	1,005
					14 工事請負費	1,000		
07 目 障害福祉費	15,575,252	3,800	15,579,052	一般財源 3,800	10 需 用 費	148	○ 差別解消・コミュニケーション支援等検討事 業費（健康福祉局） 感染症の流行や災害時等における視覚障害者 への情報支援の一環として点字プリンター等 を購入することに伴う補正	3,800
					17 備品購入費	3,652		
30 目 老人福祉セ ンター費	218,271	12,300	230,571	一般財源 12,300	10 需 用 費	48	○ 施設整備事業費（健康福祉局） 総合老人福祉センター及びワークセンター和 楽園におけるトイレの感染症対策のための整 備に伴う補正	12,300
					12 委 託 料	2,752		
					14 工事請負費	9,500		



歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,889,513	10,500	1,900,013	特定財源 0 一般財源 10,500			
10 目 青少年費	251,420	10,500	261,920	一般財源 10,500	10 需 用 費	32	○ 青少年体育道場指定管理関係経費（こども青少年局） 青少年体育道場におけるトイレの感染症対策のための整備に伴う補正
					12 委 託 料	4,168	
					14 工事請負費	6,300	

議76-18

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
20 款 衛生費	14,146,448	205,504	14,351,952	特定財源 121,347 一般財源 84,157				
05 項 保健衛生費	6,386,028	188,882	6,574,910	特定財源 113,036 一般財源 75,846				
10 目 感染症対策費	61,881	95,947	157,828	国庫支出金 23,053 その他 14,000 一般財源 58,894	7 報 償 費	11,434	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 医療機関への行政検査委託や移動式PCR検査車両の導入等による検査体制の拡充に伴う補正	95,947
					8 旅 費	1,980		
					10 需 用 費	21,298		
					12 委 託 料	5,458		
					13 使用料及び 賃借料	4,158		
					17 備品購入費	5,400		
					18 負担金、補助及び交付金	635		
					19 扶 助 費	45,584		

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 目 母子保健対 策費	508,739	92,432	601,171	国庫支出金 75,983 一般財源 16,449	10 需 用 費	4,800	○ 乳幼児健康診査事業費（健康福祉局） 19,887 乳幼児健診にかかる診察の一部の委託など健 診を継続するための体制の整備に伴う補正 ○ 産後ケア（訪問型）事業費 3,500 産後ケア事業を実施する施設に対し衛生用品 の配布等を行うことに伴う補正 ○ 妊産婦総合対策事業費 69,045 妊婦に対する分娩前のPCR検査の実施及び 感染が判明した妊産婦に対する訪問等による ケア支援の実施に伴う補正
					12 委 託 料	68,767	
					18 負担金、補 助及び交付 金	425	
					19 扶 助 費	18,440	
50 目 墓地、斎場 費	309,887	503	310,390	一般財源 503	10 需 用 費	3	○ 斎場整備事業費（健康福祉局） 503 弥生ヶ丘斎場におけるトイレの感染症対策の ための整備に伴う補正
					14 工事請負費	500	



歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
40 款 土木費	21,224,176	61,637	21,285,813	特定財源 0 一般財源 61,637				
05 項 土木管理費	6,424,006	22,237	6,446,243	特定財源 0 一般財源 22,237				
05 目 土木総務費	6,418,678	22,237	6,440,915	一般財源 22,237	12 委 託 料	21,031	○ 公共土木施設情報整備事業費（都市整備局） 公開型地理情報システムの導入に伴う補正	21,031
					18 負担金、補助及び交付金	1,206	○ 下水道事業会計補助金 公開型地理情報システムの導入経費のうち下水道事業会計負担分の補助に伴う補正	1,206



歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	17,130,950	89,694	17,220,644	特定財源 2,141 一般財源 87,553			
05 項 教育総務費	7,846,552	2,141	7,848,693	特定財源 2,141 一般財源 0			
25 目 教育諸費	2,853,703	2,141	2,855,844	国庫支出金 2,141	7 報 償 費	2,110	○ 地域集団活動支援調査事業費（教育委員会事務局） 2,141 幼児教育・保育の無償化の対象外である無認可の幼児教育施設について支援を検討するための調査に伴う補正
					10 需 用 費	10	
					11 役 務 費	21	



歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
35 項 社会教育費	1,000,133	18,413	1,018,546	特定財源 0 一般財源 18,413				
15 目 図書館費	250,376	15,900	266,276	一般財源 15,900	10 需 用 費	73	○ 施設整備事業費（教育委員会事務局） 中央図書館におけるトイレの感染症対策のた めの整備に伴う補正	15,900
					12 委 託 料	1,327		
					14 工事請負費	14,500		
20 目 資料館費	4,816	2,513	7,329	一般財源 2,513	10 需 用 費	13	○ 施設整備事業費（教育委員会事務局） 田能資料館におけるトイレの感染症対策のた めの整備に伴う補正	2,513
					14 工事請負費	2,500		



### 3 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費	公共土木施設情報整備事業	21,031	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費	下水道事業会計補助金	1,206	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため



議案第 77 号

令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算  
(第 2 号)

令和 2 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113,000 千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,814,040  
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」  
による。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
04 国民健康保険料		8,113,329	△ 745,000	7,368,329
	05 国民健康保険料	8,113,329	△ 745,000	7,368,329
40 国庫支出金		-	447,000	447,000
	10 国庫補助金	-	447,000	447,000
45 県支出金		34,742,981	411,000	35,153,981
	10 県補助金	34,742,981	411,000	35,153,981
歳入合計		48,701,040	113,000	48,814,040

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		142,376	113,000	255,376
	10 諸 費	142,376	113,000	255,376
歳出合計		48,701,040	113,000	48,814,040

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム関係事業	令和3年度	22,671



特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正2号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

04 国民健康保険料

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
04 款 国民健康保険料	8,113,329	△745,000	7,368,329			
05 項 国民健康保険料	8,113,329	△745,000	7,368,329			
05 目 一般被保険者国民健康保険料	8,108,340	△745,000	7,363,340	医療給付費 分現年度分	△476,000	○ (総務局) 新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に対する保険料減 免の実施に伴う補正 △476,000
				後期高齢者 支援金分現 年度分	△170,000	○ (総務局) 新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に対する保険料減 免の実施に伴う補正 △170,000
				介護納付金 分現年度分	△99,000	○ (総務局) 新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に対する保険料減 免の実施に伴う補正 △99,000

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	-	447,000	447,000			
10 項 国庫補助金	-	447,000	447,000			
30 目 災害臨時特例補助金	-	447,000	447,000	災害臨時特 例補助金	447,000	○ (総務局) 補助率 6 / 1 0 447,000 新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に対する保険料減 免の実施に伴う補正

議77-8

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	34,742,981	411,000	35,153,981			
10 項 県補助金	34,742,981	411,000	35,153,981			
05 目 県補助金	34,742,981	411,000	35,153,981	保険給付費 等交付金	411,000	○ (総務局) 補助率 4/10・10/10 411,000 新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に対する保険料減 免の実施に伴う補正

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	142,376	113,000	255,376	特定財源 113,000 一般財源 0			
10 項 諸 費	142,376	113,000	255,376	特定財源 113,000 一般財源 0			
10 目 一般被保険 者償還金及 び還付加算 金	139,800	113,000	252,800	県支出金 113,000	22 償還金、利 子及び割引 料	113,000	○ 一般被保険者保険料過誤納金還付金（総務局 ） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入 が減少した被保険者等に対する保険料減免の 実施に伴う補正

議77-10

2 債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和元年度末までの 支 出 額		令 和 2 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
国民健康保険システム関係事業	22,671			令和3年度まで	22,671	22,671			0	

# 条 例



議案第 78 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

- 72 所得割の納税義務者が、令和 2 年 1 月 1 日から公益財団法人兵庫県健康財団が設置したひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に積み立てるための寄附金の募集の期間の末日の属する年の 12 月 31 日までの間に当該法人に対して寄附金を支出した場合には、その寄附金を第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる寄附金とみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。
- 73 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（以下「払戻請求権放棄」という。）を同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者が、払戻請求権放棄をした日の属する年中にその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第 25 条第 2 項各号に掲げる寄附金の額及び払戻請求権放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円）の同項第 2 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

74 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(法附則第64条の条例で定める割合)

75 法附則第64条の条例で定める割合は、0とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事(以下「指定行事」という。)の同条第1項に規定する中止等(以下「中止等」という。)により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から同法の施行の日から6月を経過する日までの間にした場合において、当該行使をした日から同法の施行の日以後9月を経過する日までの間に、当該行使による払戻しをした者に対して当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、その寄附金の支出を同項に規定する指定期間内にした指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(以下「払戻請求権放棄」という。)と、当該支出に係る寄附金の額を払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、この条例による改正後の尼崎市市税条例の規定を適用する。

(尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年尼崎市条例第6

号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち尼崎市市税条例附則の改正規定中「附則第71項を附則第72項」を「附則第75項を附則第76項」に、「附則第70項」を「附則第74項」に改める。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 79 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立元浜保育所の項中「尼崎市元浜町 4 丁目 59 番地の 1」を「尼崎市武庫川町 1 丁目 25 番地」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立元浜保育所を社会福祉法人へ移管することに先立ち、社会福祉法人による新園舎建設等の間、同保育所を移転するため条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 80 号

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の  
一部を改正する条例について

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の  
一部を改正する条例

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成 18 年尼崎市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内」を「本市の区域（以下「市域」という。）内」に改め、「（以下「規制対象施設」という。）」を削る。

第 2 条第 1 号中「ぱちんこ屋、ゲームセンターその他」を削り、「を除く。）又は」を「に係るものを除く。）又はゲームセンターその他」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) ラブホテル 性的営みの相手方を同伴する客が専ら性的営みを行うために利用する宿泊等施設で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表第 1 各号に掲げる要件のいずれかを備えない宿泊等施設

イ 別表第 2 各号に掲げる要件のいずれかを備える宿泊等施設

(3) 宿泊等施設 人に宿泊又は休憩（以下「宿泊等」という。）をさせる営業の用に供する施設で、次に掲げる施設以外のものをいう。

ア カプセルホテル（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業（以下「簡易宿所営業」という。）の用に供する施設で、その全ての寝室（宿泊等のために利用者が独占的に使用する場所をいう。）が施錠することのできない専ら 1 人用の場所であるものをいう。）

イ 旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業の用に供する施設

ウ その他教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさ

せ、又は良好な住環境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害するおそれがない施設として規則で定める施設

第2条に次の1号を加える。

(4) 規制対象施設の建築等 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 遊技場若しくはラブホテル（以下「規制対象施設」という。）の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）若しくはその部分の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）その他これに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物その他の物件（以下「工作物等」という。）の築造等で建築物の建築に相当するもの

イ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分の大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）、大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供するための工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するもの

ウ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分又は工作物等（以下「建築物等」という。）の用途の変更

第3条を次のように改める。

（禁止区域）

第3条 別表第3の左欄に掲げる規制対象施設の区分に応じ、それぞれ市域のうち同表の右欄に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）内においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 規制対象施設の建築等

(2) 建築物等を規制対象施設の用に供すること。

2 規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、当該敷地の全部が禁止区域内に属するものとみなす。

3 第1項の規定は、次条第1項の同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域内に属することとなった場合（前項の規定により当該敷地が禁止区域内に属するものとみなされた場合を含む。）における当該建築物等については、適用しない。

4 前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。

第4条の見出し中「建築等」の前に「規制対象施設の」を加え、同条第1項中「禁止区域」の前に「市域のうち」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、事業者から前項の規定による申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、第1項の同意をしないものとする。

(1) 当該申請に係る事業者が第6条、第7条又は第8条（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反するとき。

(2) 当該申請が遊技場に係るものである場合にあっては、当該遊技場の用に供する建築物等の敷地が次条の規定に違反するとき。

第4条第4項中「同意しない」を「第1項の同意をしない」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市域のうち禁止区域以外の区域内においては、第1項の同意を得て規制対象施設の建築等が行われた建築物等を当該同意に係る規制対象施設の用に供する場合を除き、前条第1項第2号に掲げる行為を行ってはならない。

第5条中「都市計画法」の前に「市域のうち、」を加え、「又は市内の」を「及び」に、「遊技場の建築等を行うときは、当該遊技場」を「は、遊技場の用に供する建築物等」に、「接しなければ」を「接していなければ」に改める。

第6条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第8条第1号中「の建築等を行うときは、」を「にあっては、その利用者の利用に供する自転車駐車場で」に、「自転車駐車場」を「もの」に改め、同条第2号中「当該」を削り、「設置される屋外広告物」を「表示され、又は設置される広告物等（尼崎市屋外広告物条例（平成2

0年尼崎市条例第47号)第1条に規定する広告物等をいう。)」に改める。

第9条の見出しを「(規制対象施設の建築等の指導等)」に改め、同条中「建築等」の次に「又は規制対象施設の使用」を加える。

第10条を次のように改める。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その規制対象施設の建築等の工事(以下「対象工事」という。)その他の行為の停止、その規制対象施設の使用の停止又はその規制対象施設の用に供する建築物等の改築、移転若しくは除却、当該建築物等を原状に回復することその他この条例の規定の違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第3条第1項又は第4条第1項若しくは第5項の規定に違反した場合におけるその違反に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主(建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。)若しくは築造主(以下「建築主等」という。)、当該建築物等の工事施工者(対象工事の請負人(請負工事の下請人を含む。))又は請負契約によらないで自ら対象工事をする者をいう。以下同じ。)又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者(以下「所有者等」という。)
- (2) 第4条第1項の同意に付した条件に違反した場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の同意を得た場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、第4条第1項の同意を取り消し、若しくはその効力を停止し、若しくは当該同意に付した条件を変更し、又は相当の期限を定めて、当該措置を講ずべきこ

とを命ずることができる。

第11条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「命令対象者」を「当該命令を受けた者（以下「命令対象者」という。）」に改め、「対する」の次に「当該」を加え、同条第2項中「公表」の次に「（以下「違反公表」という。）」を、「あらかじめ、」の次に「当該違反公表に係る」を加え、同条第3項中「命令対象者」の前に「違反公表に係る」を加え、「第1項の規定による公表」を「当該違反公表」に改め、同条第4項中「第1項の規定による公表」を「違反公表」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項本文に規定する」に改め、「審議会は、」の次に「その違反公表に係る」を加える。

第12条の見出しを「（報告の聴取等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、規制対象施設の建築等を行おうとする者又は規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者若しくは所有者等に対し、相当の期限を定めて規制対象施設の用に供する建築物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、規制対象施設の用に供する建築物等若しくはその敷地若しくは規制対象施設の建築等の工事現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

第13条を削る。

第14条中「（前条において準用する場合を含む。）」を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「第10条（第13条において準用する場合を含む。）」を「第10条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1号中「（第13条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若し

くは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17条を第16条とする。

第18条中「の代表者」を「（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第18条を第17条とする。

付則第4項の前に見出しとして「（適用除外）」を付し、同項を次のように改める。

4 当分の間、この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に存する建築物等で改正前の条例第2条第1項第1号に規定する遊技場又は同項第2号に規定するラブホテル（以下「旧規制対象施設」という。）の用に供するもの（次号又は第3号に該当したことによりこの項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない行為に係る建築物等を含む。以下「既存施設等」という。）を同一の旧規制対象施設の用に供すること。

(2) 既存施設等を除却した上で、規則で定める範囲内においてその同一の旧規制対象施設の用に供する建築物若しくはその部分の新築、改築その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物等の築造等で建築物の新築若しくは改築に相当するものを行うこと。

(3) 既存施設等についてその同一の旧規制対象施設の用に供するために規則で定める範囲内において建築物若しくはその部分の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為又は工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模

様替に相当するものを行うこと。

付則に次の 1 項を加える。

- 5 前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

- |  |
|--|
| <p>(1) 宿泊等施設が次に掲げる設備及び構造を全て備えていること。</p> <p>ア 外部から内部を見通すことができる玄関で、営業時間中は、客が、施設の出入りのために、自由に通過することができ、かつ、原則として通過する必要があるもの</p> <p>イ 玄関帳場又はフロント（面接による受付その他の客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供する設備として市長が認めるものを有するものに限る。）</p> <p>ウ ロビー及び応接室又は談話室（簡易宿所営業に係る宿泊等施設（以下「特定簡易宿所」という。）にあつては、ロビー、応接室若しくは談話室のいずれかの設備又はこれらと同等の機能を有する設備として市長が認めるもの）</p> <p>エ 特定簡易宿所以外の宿泊等施設にあつては、次に掲げる設備</p> <p>(ア) 会議、催物、宴会その他これらに類する用途に供する広間等の部屋</p> <p>(イ) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付属して設けられる調理室</p> <p>オ その他規則で定める設備及び構造</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、特定簡易宿所のうち 2 以上の建築物等で構成されるもの（規則で定めるものに限る。）にあつては、同号アからウまでに掲げる設備並びに同号オに掲げる設備及び構造のうち規則で定めるものについては、少なくともこれらの建築物等のうちその 1 つの建築物等においてその全部を備えていること。</p> |
|--|

- (3) 第1号アからオまでに掲げる設備及び構造が規則で定める技術的基準に適合していること。

別表第2中「地域又は」を削り、同表ラブホテルの項第1号中「の地域」を「の区域」に改め、同表備考1中「で大学を除くもの」を「（同条に規定する大学を除く。）」に改め、同表備考3中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同表備考5中「緑地等」を「広場、緑地その他これらに類するもの」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

#### 別表第2

- (1) 宿泊等施設の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等、その敷地内に存する設備若しくは宿泊等施設に付属する門若しくは塀（これらの宿泊等施設の部分、設備等のうち外部から見通すことができる部分に限る。）又は宿泊等施設の内部のうち外部から見通すことができる部分において、休憩という文字又はその料金の表示その他の宿泊等施設を休憩のために利用することができる旨の表示があること。
- (2) 宿泊等施設における宿泊等客（宿泊等のために宿泊等施設を利用する者をいう。以下同じ。）のための出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他の宿泊等客の出入りを外部から見えにくくするための設備が設けられていること。
- (3) 宿泊等施設に付属する自動車駐車場でその宿泊等客の利用に供するもの（以下「駐車場」という。）における車両のための出入口に、目隠しその他の駐車場内の車両を外部から見えにくくするための設備が設けられていること。
- (4) その他規則で定める要件

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる建築物等（この条例による改正後の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4号ウに規定する建築物等をいう。以下同じ。）については、改正後の条例の規定（改正後の条例第12条、第16条（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）及び第17条（改正後の条例第16条に係る部分に限る。）を除く。）は、適用しない。
- (1) この条例の施行の際現に存する建築物等のうち、この条例による改正前の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定するラブホテル（以下「旧ラブホテル」という。）の用に供しない建築物等で改正後の条例第2条第2号に規定するラブホテル（以下「新ラブホテル」という。）の用に供するもの
- (2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）に係る尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号）第23条の規定による届出又は建築物若しくはその部分の修繕、模様替え等（当該届出に係る建築物の建築を除く。）若しくは工作物等（改正後の条例第2条第4号アに規定する工作物等をいう。）の築造等で建築物の建築、修繕、模様替え等に相当するものの工事の着手がなされた建築物等（施行日の前日において旧ラブホテルの用に供していたものを除く。）で、施行日以後新ラブホテルの用に供することとなるもの（前号に該当するものを除く。）
- 3 改正後の条例第4条第3項の規定は、施行日以後に行われる尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例第4条第2項の規定による申請（以下「同意申請」という。）に係る規制対象施設の建築等（改正後の条例第2条第4号に規定する規制対象施設の建築等をいう。）について適用し、施行日前に行われた同意申請に係る規制対象施設（改正前の条例第2条第1号に規定する遊技場又は同条第2号

に規定するラブホテルをいう。)の建築等(同条第3号に規定する建築等をいう。)については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(尼崎市の環境をまもる条例の一部改正)

6 尼崎市の環境をまもる条例(平成12年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第54条第1項第1号イ中「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例(昭和58年尼崎市条例第46号)第2条第1項第2号」を「尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)第2条第2号」に改める。

(尼崎市住環境整備審議会条例の一部改正)

7 尼崎市住環境整備審議会条例(平成18年尼崎市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第4項並びに」を「第4条第4項、」に、「(第13条において準用する場合を含む。)並びに第14条」を「並びに第13条」に改める。

(説明)

簡易宿所が開設されやすくなるためのほか、ラブホテルの建築等の規制を強化するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他



議案第 8 1 号

工事請負契約について

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事請負のため  |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 5 3 7 番地の 1 及び 3<br>工事概要 新築工事                      |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 9 1 1 , 9 0 0 , 0 0 0 円   |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号<br>株式会社オカモト・コンストラクション・システム<br>代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	立花南生涯学習プラザ新築工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2,456.07平方メートル 大西保育所新築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 919.02平方メートル 屋外付帯工事(倉庫、駐輪場、外構、植栽)

議案第 82 号

工事請負契約について

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事請負のため                 |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 5 3 7 番地の 1 及び<br>3<br>工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 2 1 8 , 3 5 0 , 0 0 0 円                             |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 4 丁目 4 6 番地<br>株式会社ニューテック<br>代表取締役 山 中 俊 介   |

( 説 明 )

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事 屋内電気設備工事 一式 屋外電気設備工事 一式

議案第 83 号

工事請負契約について

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事請負のため                  |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 5 3 7 番地の 1 及び<br>3<br>工事概要 機械設備工事  |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 2 4 5 , 5 2 0 , 0 0 0 円                              |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9<br>株式会社阪神設備工業所<br>代表取締役 岡 本 史 明 |

( 説 明 )

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事 衛生器具設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式 空気調和設備工事 一式 換気設備工事 一式

議案第 84 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 10 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）

2 相手方

- (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- (7) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]  
[Redacted]

ウ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(8) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(9) [Redacted]

ア [Redacted]  
[Redacted]

イ [Redacted]  
[Redacted]

ウ [Redacted]  
[Redacted]

(10) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(11) [Redacted]  
[Redacted]

(12) [Redacted]  
[Redacted]

(13) [Redacted]  
[Redacted]

(14) [Redacted]  
[Redacted]

(15) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(16) [Redacted]

- [Redacted]
- (17) [Redacted]  
ア [Redacted]  
[Redacted]
- イ [Redacted]  
[Redacted]
- ウ [Redacted]  
[Redacted]
- (18) [Redacted]  
[Redacted]
- (19) [Redacted]  
[Redacted]
- (20) [Redacted]  
ア [Redacted]  
[Redacted]
- イ [Redacted]  
[Redacted]
- (21) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
- (22) [Redacted]  
ア [Redacted]  
[Redacted]
- イ [Redacted]  
[Redacted]
- ウ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
- エ [Redacted]

	[Redacted]
(23)	[Redacted]
	[Redacted]
(24)	[Redacted]
	[Redacted]
(25)	[Redacted]
	[Redacted]
(26)	[Redacted]
	[Redacted]
(27)	[Redacted]
ア	[Redacted]
	[Redacted]
イ	[Redacted]
	[Redacted]
ウ	[Redacted]
	[Redacted]
エ	[Redacted]
	[Redacted]
オ	[Redacted]
	[Redacted]

3 金額等

- (1) [Redacted]  
元金 1, 5 6 9, 0 4 6 円及び利子 1 2 2, 3 3 4 円
- (2) [Redacted]  
元金 2, 1 9 8, 5 8 8 円及び利子 1 3 5, 6 1 7 円
- (3) [Redacted]  
元金 4 3 6, 7 2 4 円及び利子 1 2, 5 9 2 円
- (4) [Redacted]

- 元金 361,204 円及び利子 8,162 円  
(5) [REDACTED]
- 元金 677,581 円及び利子 27,269 円  
(6) [REDACTED]
- 元金 677,742 円及び利子 33,468 円  
(7) [REDACTED]
- ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]
- 元金 1,590,452 円及び利子 138,563 円  
(8) [REDACTED]
- 元金 413,929 円及び利子 15,543 円  
(9) [REDACTED]
- ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]
- 元金 275,736 円及び利子 8,279 円  
(10) [REDACTED]
- 元金 824,109 円及び利子 42,163 円  
(11) [REDACTED]
- 元金 114,314 円及び利子 1,714 円  
(12) [REDACTED]
- 元金 976,759 円及び利子 54,751 円  
(13) [REDACTED]
- 元金 644,267 円及び利子 22,775 円  
(14) [REDACTED]
- 元金 1,418,143 円及び利子 113,367 円  
(15) [REDACTED]

元金 2,424,936 円及び 198,800 円  
(16) [REDACTED]

元金 577,844 円及び 利子 20,666 円  
(17) [REDACTED]

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]

元金 1,326,734 円及び 利子 61,776  
円

(18) [REDACTED]

元金 699,548 円及び 利子 31,467 円  
(19) [REDACTED]

元金 644,611 円及び 利子 39,299 円  
(20) [REDACTED]

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]

元金 302,709 円及び 利子 9,063 円  
(21) [REDACTED]

元金 1,450,004 円及び 利子 118,50  
6 円

(22) [REDACTED]

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]  
エ [REDACTED]

元金 1,478,450 円及び 利子 123,06  
0 円

(23) [REDACTED]

元金 614,714 円及び 利子 26,301 円  
(24) [REDACTED]

元金 1,534,460円及び利子 116,920円

(25)

元金 474,997円及び利子 24,473円

(26)

元金 1,673,287円及び利子 139,093円

(27)

ア

イ

ウ

エ

オ

元金 1,960,235円及び利子 130,615円

#### 4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡したもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

(説 明)

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第 85 号

工事請負契約について

北難波保育所改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求めらる。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 北難波保育所改築工事請負のため                                     |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市西難波町 6 丁目 1 8 6 番地<br>工事概要 改築工事             |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 3 5 0 , 6 2 5 , 0 0 0 円                             |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西立花町 3 丁目 1 番 1 号<br>株式会社サージ・コア<br>代表取締役 仲 野 和 子 |

(説 明)

北難波保育所改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	保育所改築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 1,014.51平方メートル (主な諸室) 保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、 一時預かり室、調理室 屋外付帯工事(駐輪場、砂場等)

議案第 86 号

令和元年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	2, 104, 399, 781 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	資本金への組入れ	1, 122, 565, 000 円

(説明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。



議案第 87 号

令和元年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について

令和元年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次の  
とおり処分するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

	尼崎市長 稲 村 和 美
1 当年度未処分利益剰余金	508,002,373円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	354,759,070円
(2) 資本金への組入れ	153,243,303円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 88 号

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰  
余金の処分について

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	9, 354, 242, 958 円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	1, 945, 969, 721 円
(2)	一般会計繰出金	670, 000, 000 円
(3)	資本金への組入れ	1, 371, 986, 583 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。



議案第 89 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 7 3 号 線	若王寺 3 丁目 1 0 5 - 1 5
	若王寺 3 丁目 1 0 5 - 8

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 市道第 8 7 3 号線

以上の路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。



議案第 90 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | 港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更のため                      |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部<br>工事概要 橋脚耐震補強工事       |
| 3 | 変更後の契約金額 | 539,083,900 円                                 |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地<br>株式会社鍵田組<br>代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その 2）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

## I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、水平分担構造設置）等 今回変更内容 既設橋脚の折損に伴い生じた交通規制に係る安全管理 工等の増工

## II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その2）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市道意町6・7丁目の各一部  
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 489,066,900円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地  
株式会社鍵田組  
代表取締役 鍵 田 智 嗣